

＜産業廃棄物処理業者の皆様へ＞

環境省は、大気汚染防止法の改正に伴い、石綿含有仕上塗材が廃棄物となった場合の取扱いを変更し、次のとおり石綿含有廃棄物等処理マニュアル（抜粋）を改正しました。これに伴う産業廃棄物処理業に係る手続きについてお知らせします。

○ 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版） （環境省環境再生・資源循環局） 抜粋

（p. 8 解説 22 行目～）

石綿含有仕上塗材とは、JIS A 6909 に定められた建築用仕上塗材（しあげぬりざい）のうち、石綿が含有されているものであり、大気汚染防止法施行令においても規定されている。その廃棄物は石綿含有廃棄物として扱うこととなるが、石綿含有成形板が廃棄物となったものより比較的飛散性の高いおそれのあるものとして、第3章以降に後述するとおり排出や処理時の取扱いには留意が必要である。

【中略】

なお、これらの石綿含有成形板等が廃棄物となったものは、主に産業廃棄物の「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物」（がれき類）（令第2条第9号）又は「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（令第2条第7号）に該当する。ただし、除去された工法によっては、石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは産業廃棄物の「汚泥」に該当する場合もある。いずれの場合においても、産業廃棄物の種類については個別の状況に応じて都道府県又は政令市により適切に判断されたい。

令和3年12月

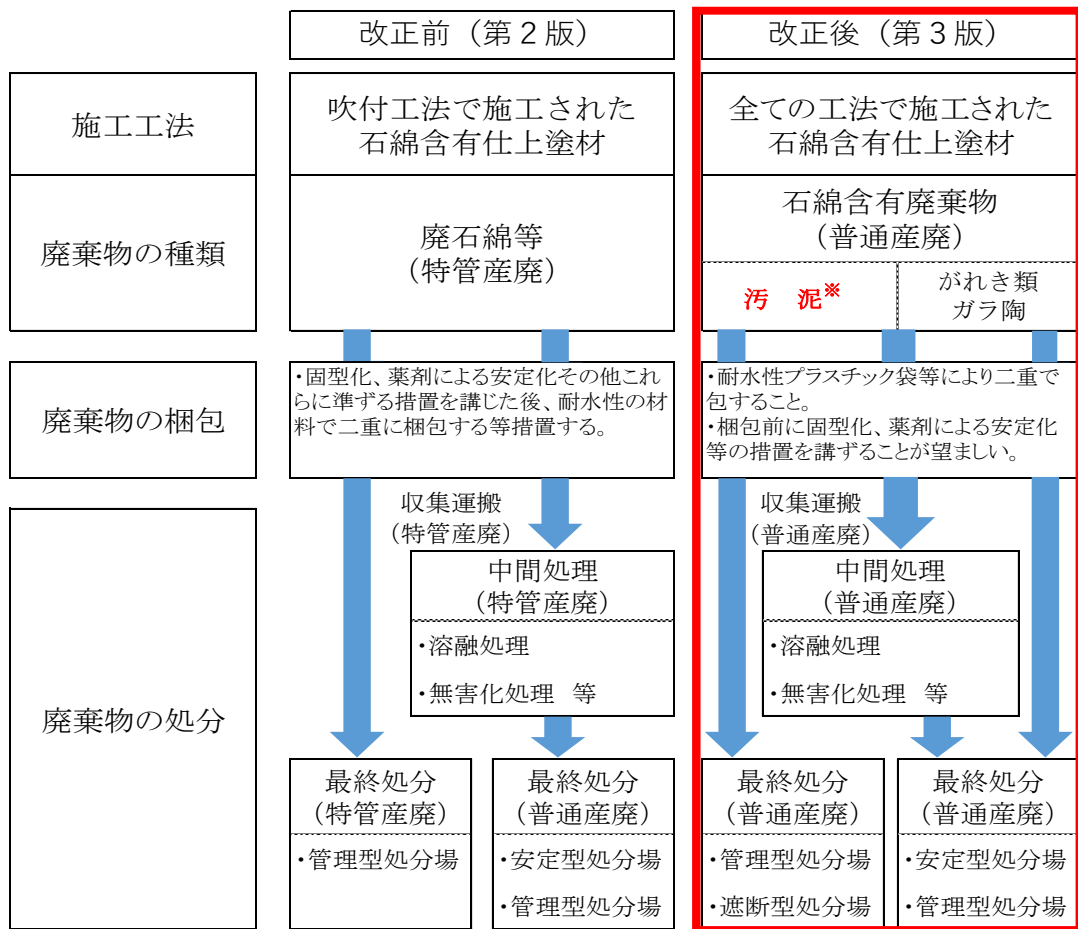
長野県環境部資源循環推進課

1 石綿含有仕上塗材廃棄物の取扱いの概要

これまで、吹付工法で施工された石綿含有仕上塗材が廃棄物となった場合は特別管理産業廃棄物（廃石綿等）として取り扱ってきましたが、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）では、石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは全て普通物の石綿含有産業廃棄物と示されました。

また、同マニュアルでは従来からの許可品目である「がれき類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラ陶）の石綿含有産業廃棄物を含む。」に加え、その除去工法によっては、汚泥に該当する場合もある旨記載されており、廃棄物の梱包方法や汚泥に該当する場合の最終処分の方法についても記載されています。

○石綿含有廃棄物等処理マニュアル改正による廃棄物の取扱いについて



※該当しうる除去工法
 ・ 高圧水洗工法
 ・ 剥離剤併用
 ・ その他泥状を呈しているもの

○汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む。)の該当性について

石綿含有仕上塗材が廃棄物となったもののうち、高圧水洗工法や剥離剤併用等により除去されたもので泥状を呈しているものなどは、産業廃棄物の汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）に該当する場合があります。

2 許可証の取扱いについて

今後、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）を取り扱うご予定がある産業廃棄物収集運搬業許可業者、産業廃棄物処分業許可業者及び産業廃棄物処理施設設置許可業者で、「汚泥」（許可条件がある場合は無機汚泥又は建設汚泥を扱える場合に限る）の許可があり、かつ「がれき類・ガラ陶の石綿含有産業廃棄物を含む。」、特管産廃の「廃石綿等」のいずれか又は両方の許可を有する場合は、その申出により種類に「汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を追加し、石綿含有仕上塗材廃棄物に対応するよう許可証の書換交付を行います。

なお、産業廃棄物収集運搬業許可業者で、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）の積替保管を行う場合は、担当の地域振興局環境・廃棄物対策課へご相談ください。

許 可 品 目			申出書による書換交付対応の可否	手続き
普通産廃	特管産廃			
汚 泥	がれき類	ガラ陶	○	○
	石綿含有産業廃棄物を含む。*			
○	○	○	申出書による 書換交付の対象	→ P3
○	×	○		
○	○	×		
○	×	×	申出書による 書換交付の非対象 (当該廃棄物を扱う場合は許可申請が必要)	→ P4
×	○	○		
×	×	○		
×	○	×		
×	×	×		

※ 普通産廃の「がれき類・ガラ陶の石綿含有産業廃棄物を含む。」について

○ … 2つの許可品目のうち、いずれか1つ以上の許可を有している場合

×

○書換交付対象事業者のうち、産業廃棄物収集運搬業の積替保管を行う事業者の方

書換交付対象の産業廃棄物収集運搬業者のうち、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）の積替保管を行う事業者につきましては、変更許可又は変更届が必要となる場合があります。ご予定がある場合は担当の地域振興局 環境・廃棄物対策課へご相談ください。

- ・ 現在、積替保管の許可を有していない事業者の方は**変更許可申請**手続になります。
- ・ 現在、積替保管の許可を有している事業者の方は**変更届出**手続になります。

現有許可 積替保管の有無	手続
積替保管なし	変更許可
積替保管あり (汚泥)	変更届
積替保管あり (汚泥以外)	変更届

3 申出書の提出について

○ 申出書による書換交付の対象者の方

○ 提出書類（提出部数 1部）

- ・ 申出書
- ・ 添付書類（汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）を今後取り扱わない場合は不要です。）

※ 申出書については、すべての書換交付対象者に提出をお願いしています。

○ 申出書の受付期間

令和4年1月4日（火）から 許可更新時まで

○ 許可証の記載方法

石綿含有廃棄物である汚泥を取り扱う旨を、事業の範囲に記載します。

○ 留意事項

- ・ 許可証の書換交付の際は、従前の許可証を返戻してください。
- ・ 汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）を取り扱う予定がない旨の申出書を提出された後、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）を取り扱う場合は変更許可が必要となります。

○ お問い合わせ先

【処理施設設置許可業者の方、産業廃棄物処分業許可業者の方】

- ・ 長野県庁 環境部 資源循環推進課 廃棄物審査係
電話 026-235-7164 メール junkan@pref.nagano.lg.jp

【産業廃棄物収集運搬業者の方】

- ・ 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課
電話 0267-63-3166 メール sakuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
- ・ 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課
電話 0265-76-6817 メール kamichi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
- ・ 松本地域振興局 環境・廃棄物対策課
電話 0263-40-1956 メール matsuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
- ・ 長野地域振興局 環境・廃棄物対策課
電話 026-234-9533 メール nagachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp

※長野市及び松本市の許可を有している事業者の方は、各市へお問い合わせください。

提出書類等については、長野県環境部資源循環推進課のホームページをご覧ください。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/tebiki/documents/ishiwata/goannnai.html>

4 新規許可申請又は変更許可申請について

○ P3（3 許可に係る申出）による書換交付の対象外の方

石綿含有仕上塗材廃棄物を取り扱っている事業者で、石綿含有廃棄物処理マニュアル（第3版）で示された普通産廃「汚泥・がれき類・ガラ陶の石綿含有産業廃棄物を含む。」の許可を有していない方は、取り扱う廃棄物の種類に応じた許可をお取りいただく必要があります。長野県では令和4年4月1日以降、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）に則った指導等を行うこととしますので、引き続き、石綿含有仕上塗材廃棄物を取り扱う事業者の方は、令和4年3月31日までに必要な許可をお取りください。

○ 手続きについて

【（普通）産廃の許可を有していない事業者の方】

⇒取り扱う（普通）産廃の「新規許可申請」が必要になります。

【（普通）産廃の許可を有しているが取り扱う廃棄物の種類の許可がない事業者の方】

⇒取り扱う（普通）産廃の「変更許可申請」が必要になります。

○ 必要書類等について

「許可申請の手引き」をご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/shisetsunashi/index.html>

○ 留意事項

収集運搬業に係る許可申請の標準処理期間は42日です。

○ お問い合わせ先

・佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課

電話 0267-63-3166 メール sakuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp

・上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課

電話 0265-76-6817 メール kamichi-kankyo@pref.nagano.lg.jp

・松本地域振興局 環境・廃棄物対策課

電話 0263-40-1956 メール matsuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp

・長野地域振興局 環境・廃棄物対策課

電話 026-234-9533 メール nagachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp

※長野市及び松本市の許可を取得されたい事業者の方は、各市へお問い合わせください。